

契約番号 2025057212-50

工事名 県道佐伯長船線道路改良工事 (7-7)

質問①

施工第17号表 ナット、角座金、球面ワッシャーはいずれもブランドは岡部同等品ですか

回答①

そのとおりです。

質問②

施工第45号、52号表 溶融亜鉛メッキ費 には週休二日補正はかかりませんか？かかる場合係数は1.02ですか？

物価資料の単価は部材3m～6mとなっており、この材料は76cm/個で15%～20%の割増が必要であり何%の割増で積算されていますか、あるいは変更協議の対象と考えてよろしいですか。

回答②

施工第 0-0045、0-0052 号表の溶融亜鉛メッキ費 無加工品、HDZT77 (HDZ55)、鉄骨単体には週休二日補正はかかりません。

また材料の 15%～20%の割増はしておらず、本入札では割増なしで積算してください。なお、本工事の契約締結後、設計照査により必要と認められる時は岡山市工事請負契約約款第 18 条に基づき変更協議の対象にします。

質問③

施工第95号表 落石防護柵 支柱材料控除(中間支柱)の詳細な条件を開示願います。

回答③

施工 第 0-0095 号 落石防護柵 支柱材料控除 (中間支柱) 柵高 2.00m は物価資料の落石防護柵 (改良型) -H29 基準対応- コンクリート中建込 (亜鉛めつき仕上げ、ステー無し) 7 本掛 柵高 2.0m (部材) 中間支柱 (U ボルト付き) の単価でマイナス計上です。

質問④

施工第 89 号表も見積参考資料 6 その他 (8) の材料控除と同様に間隔保持材付、柵高 2.0m、ロープ本数 7 本の市場単価に間隔保持材無しの場合の補正係数を乗じますか？

回答④

ロープ・金網背設置(間隔保持材付)、柵高2.0m ロープ7本の市場単価に間隔保持材なしの場合の補正係数を乘じます。

質問⑤

施工 第0-0017号の球面ワッシャー ブランド品 $\phi 70$ めっきは、各物価資料の平均単価を採用されていますか。

回答⑤

施工 第0-0017号の球面ワッシャー ブランド品 $\phi 70$ めっきは、物価資料のロックボルト(4)-法面用、ブランド品- 球面ワッシャー $\phi 70$ めっき メーカー 岡部の単価を採用しており、平均単価ではありません。

質問⑥

施工 第0-0023号のVP径40は各物価資料のそれぞれ1本当りのm換算値より平均単価を算出されていますか。

回答⑥

施工 第0-0023号表のVP径40は各物価資料のそれぞれ1本当りのm換算値より平均単価を算出し、採用しています。

質問⑦

施工 第0-0049号の材料費は、一般構造用丸鋼 SS400 径13mm 広島単価採用でよろしいですか。

回答⑦

施工 第0-0049号表の材料費は、一般構造用丸鋼 SS400 径13mm 広島単価の採用です。

質問⑧

施工 第0-0090～0-0092,0-0094,0-0096号表は、全て補正無しでよろしいですか。また、0-0090,0-0091号表の単価は同一のものとなりますか。

回答⑧

施工 第0-0090～0-0092,0-0094,0-0096号表は、全て補正無しです。また、0-0090,0-0091号表の単価は同一のものです。

質問⑨

施工 第0-0093,落石防護柵 支柱材料控除(端末支柱) 柵高2.00m、0-0095号,落石防護柵 支柱材料控除(中間支柱) 柵高2.00mについて、単価採用もと及び採用もとでの正式製品名・規格等詳細(単価算出方法含む)のご明示をお願い致します。

回答⑨

施工 第 0-0093 落石防護柵 支柱材料控除（端末支柱）柵高 2.00m の製品名・規格は物価資料の落石防護柵（改良型）-H29 基準対応- コンクリート中建込（亜鉛めっき仕上げ、ステー無し）7本掛 柵高 2.0m（部材）端末支柱（素端金具付き）です。また施工 第 0-0095 号 落石防護柵 支柱材料控除（中間支柱）柵高 2.00m の製品名・規格は物価資料の落石防護柵（改良型）-H29 基準対応- コンクリート中建込（亜鉛めっき仕上げ、ステー無し）7 本掛 柵高 2.0m（部材）中間支柱（U ボルト付き）です。

なお単価については岡山市公共工事設計資材単価表に基づき算出し、採用しています。

質問⑩

施工 第 0-0100 号、鋼管基礎 $\phi 101.6 \times 3.2 \times 500$ の材料は、物価資料の平均単価採用でよろしいですか。

回答⑩

施工 第 0-0100 号表 鋼管基礎 $\phi 101.6 \times 3.2 \times 500$ の材料は、物価資料の平均単価です。

質問⑪

施工代価表 第 17 号表 球面ワッシャーは前回の公告の質問回答で「(略) 球面ワッシャーは建設物価 D19 用 D22 用 D25 用（めっき付き）と積算資料 $\phi 70$ めっきの単価平均価格を採用していますか？」の質問に対し回答が「(略) ロックボルト・法面用、ブランド品・球面ワッシャー $\phi 70$ めっき の単価を採用しています」と回答がありました。単価規格の記述だけを見ると積算資料のみの単価を採用していると思われますが、業者からは判断できません。明確に「物価資料の平均」「建設物価」「積算資料」のいずれを参照しているか回答いただきますようお願いします。

回答⑪

施工代価表 第 0-0017 号表 球面ワッシャー単価は ロックボルト (4) -法面用、ブランド品・球面ワッシャー $\phi 70$ めっき メーカー 岡部 と記載のある物価資料の単価を採用しています。具体的な物価資料名についてはお答えできません。

質問⑫

施工代価表 第 90～92、94、96 号表は全て補正なしでよろしいでしょうか。また、90、91 号表の単価は同一のものとなりますか。

回答⑫

回答⑧のとおりです。

質問⑬

施工代価表 第 95 号表 支柱材料控除の単価は物価資料の落石防護柵（改良型）、コンクリート中建込（亜鉛めっき仕上げ、ステー無し）、7 本掛 柵高 2.0m（部材）中間支柱（U ボルト付き）の単価をマイナス計上でよろしいでしょうか。

回答⑬

回答⑬のとおりです。